

電気需給約款

平成29年10月1日実施

こなんウルトラパワー株式会社

電気需給約款目次

I 総則	4
1 適用	4
2 定義	4
3 単位および端数処理	6
4 供給エリア	6
5 実施細目等	6
II 契約の申込み	7
6 需給契約の申込み	7
7 需給契約の成立および契約期間	7
8 契約の要件	8
9 需給契約の単位	8
10 供給の開始	8
11 供給の単位	8
III 契約種別および料金	9
12 契約種別	9
13 料金	9
IV 料金の算定および支払い	9
14 料金の適用開始の時期	9
15 検針日	9
16 料金の算定期間	9
17 使用電力量等の計量	10
18 料金の算定	10
19 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	11
20 料金その他の支払方法	11
21 延滞利息	11
22 保証金	11
V 使用および供給	12
23 適正契約の保持	12
24 契約超過金	12
25 力率の保持	12
26 需要場所への立入りによる業務の実施	13
27 電気の使用にともなうお客さまの協力	13
28 供給の停止	14
29 供給停止の解除	15

30	供給停止期間中の料金	16
31	違約金	16
32	供給の中止または使用の制限もしくは中止	16
33	損害賠償の免責	17
34	設備の賠償	17
VI契約の変更および終了		18
35	需給契約の変更	18
36	名義の変更	18
37	需給契約の廃止	18
38	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算	19
39	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	19
40	解約等	19
41	需給契約消滅後の債権債務関係	19
42	消費税および地方消費税の税率変更の際の措置	19
VII工事および工事費の負担金		20
43	供給設備の工事費負担	20
44	計量器等の取付け	20
VIII保安		20
45	保安等に対するお客さまの協力	20
IX反社会的勢力との取引排除		21
46	反社会的勢力との取引排除	21
47	契約の解除	22
48	秘密保持	22
49	契約の変更	23
50	権利義務の譲渡等	23
附則		24

I 総則

1 適用

当社が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款（以下「託送供給等約款」という）に則り、一般送配電事業者から接続供給を受けて、お客様に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）によります。

2 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 電力エリア

一般送配電事業者の供給エリアであり、10エリア（北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、北陸電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリア）があります。

(2) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(3) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(4) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上をいいます。

(5) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(6) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(7) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(8) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(9) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(10) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(11) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(12) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(13) 最大需要電力

託送供給等約款等に定める、30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(14) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(15) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(16) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、休日（日曜日、祝日および1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日）の該当する時間を除きます。

(17) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(18) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(19) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、契約メニュー表または個別条件書に定める料金率および基準単価には消費税等相当額を含みます。

(20) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める納付金単価にその月の使用電力量を乗じた額をいいます。

(21) 市場調整費

電力調達コストの変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額です。日本卸電力取引所のスポット取引のエリアプライスを元に計算した（附則「5 市場調整費の計算方法」参照）市場調整単価にその月の使用電力量を乗じた額を適用します。

(22) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(23) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める事業者をいいます。

(24) 託送供給等約款

電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

(25) 個別条件書

需要場所における電気の需給に関する必要な事項について個別に定める場合に、当社からお客さまにお渡しする書類をいいます。

3 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、以下のとおりとします。
- (4) 1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5kW未満となるときは、契約電力を1kWとします。
- (5) 使用電力量の単位は、一般送配電事業者より通知される最小単位といたします。
- (6) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 供給エリア

当社の供給エリアは関西電力エリアで、供給地域は下表のとおりです。

関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、三重県の一部
---------	---

5 実施細目等

所轄の一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社はこの需給約款を変更することがあります。この場合この需給約款に定める供給条件は、変更後の需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際にはお

客さまにお知らせするものとします。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および個別条件書（個別条件書が提示された場合のみ）を承認のうえ、当社が必要と判断する次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、周波数、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、年間使用予定量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、請求書送付先、支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が提示した契約条件を承諾した上でお客さまから電気需給契約をお申込みいただき、その申込を当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了の3ヶ月前に先だって、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 最低利用期間は、料金の適用開始日以降1年目の日までとします。
- (3) 需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、継続の需給契約期間に関する事項のみといたします。また、書

面の交付については、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号、電力を供給する小売電気事業者の名称および所在地を、電子メールの送信またはインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。

8 契約の要件

当社がお客さまに電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送供給等約款における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

9 需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ここでの需要場所とは託送供給等約款に定めるところによるものといたします。ただし、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と低圧動力とをあわせて契約する場合は除きます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約を承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた需給開始日を延期する場合で、当社が一般送配電事業者に対して託送料金等の支払いが発生した場合には、お客さまには、供給開始がなされるまで当社に発生した支払い金額を負担していただきます。
- (3) 当社は、天候、用地事業、停電交渉等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線を行います。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

Ⅲ 契約種別および料金

12 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。詳細事項については、電力エリア別の契約メニュー表にて定めます。

電圧区分	契約種別	
低圧	従量電灯	実量制従量電灯
		協議制従量電灯
	低圧動力	実量制低圧動力
		協議制低圧動力
高圧	協議制高圧	
	実量制高圧	
特別高圧	協議制特別高圧	

13 料金

- (1) 料金については、電力エリア別の契約メニュー表または個別条件書にて定めます。
- (2) (1)に再生可能エネルギー発電促進賦課金および市場調整費を加えた金額を電気料金とします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

料金は、原則として需給開始の日から適用いたします。ただし、当社の責めとならない理由によって、需給が開始される前に一般送配電事業者に対して託送料金等が発生した場合には、お客さまにご負担いただきます。

15 検針日

検針日は、一般送配電事業者が定めた日（託送供給等約款に定めるところによる）とし、当社からお客さまにお知らせいたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日もしくは計量日（一般送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期

間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量は、(5)の場合を除き、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により30分単位で計量いたします。なお、当社が一般送配電事業者から受領した計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器による30分最大需要電力計の読みによります。
- (3) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行うものといたします。
- (4) 乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1か月」として算定いたします。
 - イ 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、当社HPで公開する契約メニュー表もしくは個別条件書（契約メニュー表よりも個別条件書が優先されます）に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。
- (4) (1)イの場合の従量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の従量料金については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額については、算定期間の使用電力量に応じて算定します。

19 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の日といたします。
 - イ 原則として18（料金の算定）によって料金が算定された日といたします。
 - ロ 需給契約を解約した場合は、需給契約を解約した日以降に確認された計量値によって料金が算定された日といたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、原則として支払義務発生日から起算して25日目といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。

20 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関の口座へ払い込む方法または当社とお客さまで事前に合意した方法により支払っていただきます。ただし、払い込みに係る費用はお客さまの負担とします。なお、その金融機関に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

21 延滞利息

お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。延滞利息は、原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

なお、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

22 保証金

- (1) 当社は、料金の支払いの延滞があったお客さま、または供給の開始に先だつて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について、利息を付しません。

- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24 契約超過金

- (1) 契約種別が協議制高圧および協議制特別高圧のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金単価を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。
- (2) なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (3) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (4) 契約電力の超過に伴い、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金等を変更させていただきます。

25 力率の保持

- (1) 低圧で供給する場合

- イ 需要場所の負荷の力率は、原則として、契約種別が実量制従量電灯、協議制従量電灯のお客さまは90パーセント以上、契約種別が低圧動力のお客さまは85パーセント以上に保持していただきます。
- ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款に定められた基準に適合したものを取り付けていただきます。

- (2) 高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所の負荷の力率を、原則として 85 パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率にならないようにしていただきます。

- (3) 一般送配電事業者より技術上の必要から当社に進相用コンデンサの開閉の要請があった場合又は進相用コンデンサ容量の協議を求められた場合には、お客さまにこれに応じかつ協力していただきます。なお、一般送配電事業者の要請で当社がお客さまに依頼し、進相用コンデンサを開閉した場合における当該月の力率は、必要に応じて当社とお客さまとの協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めるものとします。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (1) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前項に準ずるものとする。
- (2) お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとする。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社および一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

- (4) 当社および一般送配電事業者から、電気の供給に伴う設備およびお客様の電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所を無償でご提供いただきます。
- (5) 以下に掲げるお客様の所有物については、当社および一般送配電事業者が、無償で使用させていただきます。
- イ お客様が施設した付帯設備（お客様の土地若しくは建物に施設される供給設備を支持し、又は収納する工作物及びその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいう。以下同じ。）
 - ロ お客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
 - ハ お客様が施設した、地中引込線の施設上必要な付帯設備
 - ニ お客様の希望によって、お客様の負担で取り付けられた計量器の付属装置又は変成器の2次配線
 - ホ 一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためのお客様の電気工作物
- (6) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当社および一般送配電事業者、又は一般送配電事業者が業務の全部又は一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」という。）が、法令で定めるところにより、調査するものとします。この場合、一般送配電事業者又は登録調査機関は、必要があるときは、お客様の電気工作物の配線図をご提示いただきます。なお、お客様は、当社および一般送配電事業者又は登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。また、お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者又は登録調査機関に通知いただきます。
- (7) 一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客様との協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議に応じていただきます。
- (8) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

28 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ通知することなく、当社または一般送配電事業者は、その需要場所について電気の供給を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内の一般送配電事業者または当社の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合

- ハ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、その需要場所について電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客さまが支払期限を経過してなお料金を支払われない場合
 - ロ お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 契約種別が低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
 - ホ 8（契約の要件）を欠くに至った場合
 - ヘ 26（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ト 27（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - チ その他お客さまがこの需給約款に反した場合
- (4) 当社がお客さまに23（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その求めに応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止のための処置を行うと同時に、一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。この場合、お客さまには、必要に応じてご協力いただきます。

29 供給停止の解除

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を一般送配電事業者に依頼し、再開いたします。

30 供給停止期間中の料金

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50%相当額を18（料金の算定）(4)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

31 違約金

- (1) お客さまが28（供給の停止）(3)ロ、ハ、ニに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の10倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) 7（需給契約の成立および契約期間）に定める最低契約期間内に、お客さまの都合により需給契約が消滅した場合、違約金として、以下の金額申し受けます。
 - イ 低圧で供給する場合
金3千円
 - ロ 高圧もしくは特別高圧で供給する場合
需給開始日から契約終了日までの電気料金について、この需給約款で定める電気料金と需給場所を特定小売の供給区域とするみなし小売電気事業者が公表している同一料金体系に基づく電気料金との差額の半額。
- (5) 高圧もしくは特別高圧で供給するお客さまが需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、37（需給契約の廃止）(1)イおよびロに定められた期日以後になされた場合、および37（需給契約の廃止）(1)ハの廃止期日が申し出の3月以内であった場合については、違約金として廃止期日から申し出の3月後まで毎月の基本料金に相当する金額をお客さまより申し受けます。

32 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限させていただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合

ニ その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

33 損害賠償の免責

- (1) 当社はあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。ただし一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。なお、一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。
- (3) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または40（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合、47（契約の解除）によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。
- (5) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

34 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 当社の設備であり修理可能の場合
修理費
- (2) 当社の設備であり亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工費との合計額
- (3) 一般送配電事業者の設備の場合
一般送配電事業者からの賠償請求額

VI 契約の変更および終了

35 需給契約の変更

需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものとします。

36 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

37 需給契約の廃止

(1) 需給契約の廃止は、需給契約締結日以降、料金適用開始日から1年未満の期間内は原則としてできません。料金適用開始日から1年以降の廃止については、次のとおりといたします。

- イ お客様が契約期間満了日をもって当社との契約の廃止を希望される場合は、高圧もしくは特別高圧で供給するお客さまについては満了日の3ヶ月前、低圧で供給するお客さまについては満了の1か月前までにお申し出いただきます。
- ロ お客様が契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合（中途解約）は、高圧もしくは特別高圧で供給するお客さまについては廃止希望日の3ヶ月前、低圧で供給するお客さまについては廃止希望日の1か月前までにお申し出いただきます。
- ハ お客さまが契約の廃止のお申し出をせず、他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了の通知がされた場合、当該通知をもって需給契約を廃止させる旨の申し出として取扱い、電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日を廃止期日とします。
- ニ 当社が契約期間満了日前にお客様との契約を廃止させて頂く場合（中途解約）は、廃止希望日の3ヶ月前までにご連絡させていただきます。

(2) なお、当社は、原則として廃止期日に、当社および一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。需給契約は、40（解約等）、47（契約の解除）および次の場合を除き、廃止期日に消滅いたします。

- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日以降需給を終了させるための処理が完了した日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が完了となった日に消滅するものといたします。
- (3) 40（解約等）または47（契約の解除）によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。

38 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき所轄の一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。また、工事費の清算を求められる場合についても同様とします。

39 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

40 解約等

- (1) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、37（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

41 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

42 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな

税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

VII 工事および工事費の負担金

43 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、その負担金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

44 計量器等の取付け

- (1) 必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等を含みます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等でとくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社もしくは一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。

VIII 保安

45 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。

- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更いただきます。

Ⅸ反社会的勢力との取引排除

46 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等が以下の各号について表明し、保証するものとします。なお、(1)に掲げる者を「反社会的勢力等」という。

(1) 次に掲げるいずれかの者に該当しないこと

- イ 集团的又は常習的に違法行為又は暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体に属している者
- ロ (1)に定める団体又は(1)に定める団体の構成員の影響下にある者と知りつつ継続的に取引のある者
- ハ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147号、その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者
- ニ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成 11 年法律第 136 号、その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行い、又は行っている疑いのある者、若しくはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者
- ホ イからニに類する者

(2) 次に掲げるいずれかの行為を過去から将来に渡って行わないこと

- イ 詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いる行為
- ロ 自身が「反社会的勢力等」である旨を伝え、又は自身の関係者が「反社会的勢力等」である旨を伝える行為

- ハ 自ら又は第三者を利用して、相手方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ニ 自ら又は第三者を利用して、相手方当事者の業務を妨害する行為、又は、妨害するおそれのある行為をする等の違法・不当な行為
- (3) 本契約により得た利益や効果の全部又は一部が直接的か間接的かを問わず「反社会的勢力等」に帰属していないこと

47 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、37（需給契約の廃止）によらず需給契約を解除することができます。以下の各号に基づき需給契約を解除した場合、当社に損害が発生した場合には、損害賠償を請求いたします。

- (1) お客さまが、46（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (2) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電気の供給を受ける見込みがないと乙が認めた場合
- (3) お客さまが需給約款に違反し、電気の供給を達成することができないと当社が判断した場合
- (4) お客さまが需給約款又は関係法令等に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されない場合
- (5) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止の状態に陥ったとき、信用状態に重大な不安が生じた場合
- (7) 仮差押、仮処分、差押、強制執行又は競売等の申立を受けた場合
- (8) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続の開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てを行った場合
- (9) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があった場合

48 秘密保持

- (1) お客さまと当社は互いに、需給契約の遂行に際して業務上知りえた相手方の機密情報、需給契約の内容、及び電力需給の内容を相手方の承諾なしに第三者に漏らしてはならないものとします。また需給契約終了後においても同様とします。ただし、需給契約の履行に関連して一般送配電事業者若しくは電力広域的運営推進機関に情報提示をする必要がある場合、又は、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限若しくは目的による開示要請がある場合は、当社は、当該情報を開示できるものとします。この場合、あらかじめお客さまに対し通知するものとしますが、行政及び司法機関からの

開示命令を受けた場合であって緊急を要するときその他やむを得ない事由があるときには、事後速やかに通知するものとします。

- (2) (1)にかかわらず、お客さまが料金その他の債務について、支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ通知することができるものとします。

49 契約の変更

- (1) 契約期間中において、経済状況等の変動又は法令等の改正があったときは、別途協議の上、需給契約の内容を改廃することができるものとします。
- (2) (1)にかかわらず、当社は、託送供給等約款が改定された場合には、改定内容に合わせて、需給契約を変更することができるものとします。この場合、あらかじめ変更後の内容及びその効力発生時期を周知することとします。

50 権利義務の譲渡等

お客さまと当社は、需給契約に基づく地位を第三者に承継させ、又は需給契約により生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

附則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、平成29年10月1日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用開始

別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）その他の関係法令等に定めるところにしたがい、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用されるものとし、当該電気以外の電気には適用いたしません。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当するお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の法令関係法令等に定めるところにしたがい、零円といたします。

5 市場調整単価の計算方法

日本卸電力取引所の3ヶ月間のスポット市場の関西エリアプライス（以下、「スポット価格」という）に基づき、毎月の市場調整単価を算定します。

【計算方法】

- ① 月ごとに、昼と夜のスポット価格の平均値を計算する。
- ② 昼の使用量の方が一般的に大きいので、加重平均（昼：夜＝8：2）する。
- ③ ②の3ヶ月平均をとる。
- ④ 2017年3月（基準月）の3ヶ月平均を基準値とする。
- ⑤ ③と④の基準値の差をとる。
- ⑥ ⑤に調整係数（50%）を乗じる。（変動の半分を当社が吸収し市場調整費の変動幅を抑えます）

年月	独自調整費		調整係数: 50% ⑥			
	8 昼	2 ② 夜	昼夜 加重平均	加重 3ヶ月平均	基準との 差	独自 調整費
2016年8月	12.23	6.75	11.13			
2016年9月	10.94	6.13	9.98	③3ヶ月平均		
2016年10月	10.07	6.62	9.38	10.16	-2.57	-1.29
2016年11月	10.15	7.33	9.58	9.65	-3.09	-1.54
2016年12月	11.42	① 8.52	② 10.84	9.93	⑤ -2.80	⑥ -1.40
2017年1月	13.20	9.13	12.38	10.94	-1.80	-0.90
2017年2月	13.25	10.09	12.62	11.95	-0.79	-0.39
2017年3月	14.08	9.71	④基準値	④基準値 12.74	0.00	0.00
2017年4月	10.82	7.36	10.13	11.99	-0.75	-0.38
2017年5月	9.50	6.93	8.98	10.77	-1.96	-0.98
2017年6月	9.42	7.11	8.96	9.36	-3.38	-1.69
2017年7月	16.24	7.77	14.55	10.83	-1.91	-0.95
2017年8月	14.43	7.66	13.07	12.19	-0.54	-0.27
2017年9月	10.80	6.29	9.90	12.51	-0.23	-0.12